17.4.3　貨物を連続して運送する場合は、次によること。
⑴　17.4.2の貨物をバラスト航海をはさんで連続して運送する場合は、バラスト航海以前の重合防止がなされていない残液を除去すること。
⑵　連続して運送する間に別の貨物を運送する場合は、再液化装置は別の貨物の積載前にドレン抜きをし、かつ、パージすること。
⑶　⑵のパージは、イナート・ガス又は貨物に適合性のある他の貨物ガスを用いること。
⑷　装置を取り扱う場合に、装置の中に重合体又は過酸化物が蓄積しないようにすること。
17.5　タイプ１Ｇ船に係る要件
17.5.1　直径が75㎜を超える貨物管の突合せ溶接の溶接部は、すべて放射線試験を行うこと。
17.5.2　固定式毒性ガス検知器は次の要件によること。
⑴　ガス採取管に接続された配管は、ガス安全区域を通さないこと。
⑵　警報装置は、ガス濃度が暴露限界値に達した場合に作動すること。
17.5.4　貨物制御室はガス安全区域に設置されており、かつ、全ての機器類は間接式のものであること。
17.5.5　多量の貨物の流失が生じた場合に、人身を保護するための閉囲された区画を居住区域内に設けること。
17.5.6　貨物区域に面した区域の出入りは、エアロックにより行うものであること。
17.6　環境制御に係る要件
17.6.1　積込み前に貨物タンク及び連結した管装置から空気を抜くほか次によること。
⑴　正圧を保持するためにイナート・ガスを封入すること。
⑵　イナート・ガスの貯蔵量及び製造容量は、通常の使用状態での使用量及び逃し弁からの漏洩量を考慮し、十分な容量であること。
⑶　イナート・ガス中の酸素含有率が体積で0.2％を超えないこと。
17.6.2　積込み前に貨物タンク及び連結した管装置から空気を抜き、かつ、正圧を保持するために貨物の温度制御を行うこと。
17.7　湿度制御に係る要件
⑴　引火性を有さず、かつ、水と作用し腐食性又は危険な反応を生じるおそれのあるガスを運送する場合は、貨物タンクを乾燥し、かつ、揚荷中の貨物タンクの負圧を防止するために乾燥空気又は貨物のガスを封入する湿度制御装置を設けること。
⑵　⑴の乾燥空気は、大気圧で露点が－45℃以下の空気であること。
17.8　安定剤に係る要件
製造業者から次に掲げる事項を記載した安定化剤証明書を入手し、船内に保管しておくこと。
⑴　添加した安定剤の名称及び量
⑵　安定剤を添加した日付及び有効期間
⑶　安定剤の有効期間の保証温度範囲
⑷　航海期間が安定剤の有効期間を超える場合に執るべき措置
17.9　貨物タンクの通気口に係る要件
⑴　取替えが容易であり、かつ、有効な防火金網又は承認された型式の安全管頭を取り付けること。
⑵　⑴の防火金網及び安全管頭の構造は、貨物のガスの凍結又は着氷により閉塞しにくいものであること。
17.10　貨物の容量の条件
貨物の容量は、1タンク当たり3,000㎥を超えないこと。
17.11　貨物の揚荷に係る要件
17.11.1　引火性の貨物を運送する場合は、水中型電動ポンプが取り付けられている貨物タンク内のガスの状態を不活性化すること。
17.11.2　ディープウェルポンプ又は油圧駆動の水中型ポンプを用いる方法以外の方法で行わないこと。ポンプのシャフトグランドは、過大な液圧を防止する措置の講じられた構造のものであること。
17.11.3　イナート・ガスを用いる置換法は、タイプＣ独立型タンクからの揚荷以外に用いないこと。
17.12　アンモニアに係る要件
17.12.1　開放された甲板上の場所を除き規則第14款の規定に適合すること。
17.12.2　炭素マンガン鋼を貨物タンク、プロセス用の圧力容器及び荷役配管に使用する場合は、最小降伏応力の規格値が355Ｎ／㎟以下であって、最小降伏応力の実測値が440Ｎ／㎟以下の細粒キルド鋼でなければならない。さらに、下記のいずれか一の条件に適合しなければならない。
⑴　最小引張強度の規格値が、410Ｎ／㎟以下であること。
⑵　貨物タンク、プロセス用の圧力容器及び荷役配管は、応力除去のための熱処理を行うこと。
⑶　運送温度が－33℃に近い温度に維持することが望ましい。ただし、いかなる場合にも－20℃以上としてはならない。
⑷　積載する貨物は、水を質量比0.1％以上含有するアンモニアであることを荷送人から提出された文書により確認すること。
17.12.3　17.12.2に規定する以外の高降伏応力を有する炭素マンガン鋼を貨物タンク及び荷役配管等に使用する場合は、17.12.2⑵の規定を適用する。
17.12.4　炭素マンガン鋼をプロセス用の圧力容器及び冷却システムの凝縮部分の配管等に使用する場合は、17.12.2⑵の規定を適用する。
17.12.5　引張強度及び降伏応力は、貨物タンク、プロセス用の圧力容器及び荷役配管等の材料特性を実質的に最小限だけ超えるものでなければならない。
17.12.6　５％を超えるニッケルを含有するニッケル鋼は、貨物タンク、プロセス用の圧力容器及び荷役配管に使用してはならない。
17.12.7　５％以下のニッケルを含有するニッケル鋼は、運送温度が17.12.2⑶の規定に適合する場合は、貨物タンク、プロセス用の圧力容器及び荷役配管に使用して差し支えない。
17.12.8　応力腐食割れの危険性を最小限にするため、溶解酸素濃度を2.5ppm以下に抑えることが望ましい。このため、貨物を積載する前にタンク内部の酸素の平均濃度を次表に規定する温度に対する値未満まで減じること。なお、表中において、中間の温度に対する酸素の平均濃度は、直接の補間法により求めた値として差し支えない。

温度（℃）	酸素の平均濃度　（％；体積比）
－30以下	0.90
－20	0.50
－10	0.28
0	0.16
10	0.10
20	0.05
30	0.03